

各 位



浮遊粉じん測定機器による測定において使用する較正係数について

特定建築物内の空気環境の適正な維持管理を図るため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年法律第 20 号）第 4 条第 1 項及び同法施行令（昭和 45 年政令第 304 号）第 2 条第 1 号において、浮遊粉じん濃度の測定等を行うこととされています。当教育センターでは、同法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号）第 3 条の 2 第 1 号に基づく厚生労働大臣登録機関として浮遊粉じん測定機器（以下「粉じん計」という。）の較正業務を行っております。また、粉じん計の機種毎に定めている較正係数については当教育センターが設置する粉じん計較正技術委員会（以下「委員会」という。）の決定を受けて、講習会等を通じて周知してまいりました。

現在教育センターにおいて較正を実施している粉じん計の較正係数について、令和 8 年 6 月 23 日に開催された委員会において、建築物における最新の実測データを踏まえ、見直しを行うことが適当であるとの結果が得られたところです。

このため、委員会における検討結果を踏まえ、当教育センターにおいて定めている粉じん計の較正係数を令和 9 年 4 月 1 日から下記のとおり適用することとしました。

なお、令和 9 年 3 月 31 日までの較正係数は従前の値を使用することとします。

つきましては、その趣旨及び内容についてご了解いただくとともに、関係者への周知を図っていただきますようお願いいたします。

記

測定機器	製造会社名	標準粒子における 質量濃度変換係数	較正係数
デジタル粉じん計 LD-5 型	柴田科学(株)	0.001 (mg/m ³ /cpm)	1.3
デジタル粉じん計 LD-3B 型	柴田科学(株)	0.001 (mg/m ³ /cpm)	1.3
デジタル粉じん計 LD-3C 型	柴田科学(株)	0.001 (mg/m ³ /cpm)	1.3
デジタル粉じん計 LD-2I 型	柴田科学(株)	0.001 (mg/m ³ /cpm)	1.3
デジタル粉じん計 LD-3S 型	柴田科学(株)	0.001 (mg/m ³ /cpm)	1.3
デジタル粉じん計 LD-5R 型	柴田科学(株)	0.001 (mg/m ³ /cpm)	1.3
光散乱デジタル粉じん計 3432 型	日本カノマックス(株)	0.001 (mg/m ³ /cpm)	2.3
光散乱デジタル粉じん計 3442 型	日本カノマックス(株)	0.001 (mg/m ³ /cpm)	2.3
光散乱デジタル粉じん計 3444 型	日本カノマックス(株)	0.001 (mg/m ³ /cpm)	2.3

粉じん計の設定等に関するお問い合わせにつきましては、下記の粉じん計製造会社へお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

- ・ 柴田科学(株) Tel 0120-228-766
- ・ 日本カノマックス(株) Tel 0120-009-750

照会先 公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター 三田分室
 調査研究部 検査課 杉山 順一・藤田 遼介
 〒108-0073 東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル 1F 120区
 Tel 03-5765-0505 Fax 03-5765-7041 Mail kensaka[at]jahmec.or.jp
 ※「[at]」は「@」に置き換えてください。